

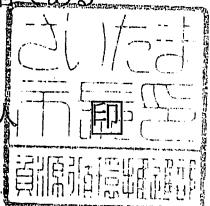
平成27年4月7日

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字鹿室740番地1
 氏 名 株式会社エコサービス
 代表取締役 柴田智

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 の規定により許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 清水 勇人



許 可 番 号		さいたま市廃許可 第175号								
業 の 区 分		収集・運搬業 (積替え保管を除く。)								
事 業 の 範 囲		<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div>								
許 可 区 域		さいたま市内全域								
処理施設等の所在地		-								
処理施設等の種類及び処理能力		1 積替え保管施設 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">積替え保管を行う廃棄物</th> <th style="text-align: center;">面積</th> <th style="text-align: center;">高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">- m²</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>			積替え保管を行う廃棄物	面積	高さ	-	- m ²	-
積替え保管を行う廃棄物	面積	高さ								
-	- m ²	-								
運搬先又は処分先		裏面別表1記載のとおり								
許可の有効期間		平成27年4月1日から平成29年3月31日まで								
許可の条件		裏面に記載のとおり								
変更の状況										

別表1

一般廃棄物の種類	運搬先又は処分先
紙ごみ(再生利用の目的で分別して収集する場合)	エコペーパーリサイクルセンター
木くず(再生利用の目的で分別して収集する場合)	さいたま市内的一般廃棄物処分業許可施設
食品廃棄物(再生利用の目的で分別して収集する場合)	株式会社ジェイ・アール・エス三ヶ島工場(埼玉県所沢市林一丁目299番8)
ごみ(上記記載のものを除く。)	西部環境センター

許 可 条 件 (収集運搬業)

- 1 市外で収集した一般廃棄物を市の処理施設に搬入しないこと。
- 2 収集運搬業務範囲は、契約事業所及び臨時契約者から排出される一般廃棄物のうち、許可証に記載する廃棄物の収集運搬とすること。
- 3 一般廃棄物処理基準を遵守すること。
- 4 市の処理区域内で収集した一般廃棄物は、次に掲げるものを除き、許可証に記載した処理施設で処理すること。
 - ア 市の処理施設で処理が困難なもの
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)及びリサイクル関連法令に基づき確実に資源化かつ再利用されるもの。
 - ウ 古紙・古繊維・かん・びん
 - エ ペットボトル(ただし、搬入先は市内で有償売却可能な資源引受業者に限る。)
 - オ 法に基づき適正かつ継続的に処理できるものとして市長が特に認めたもの
- 5 市が指定する処理施設への搬入日時及び方法を遵守すること。
- 6 一般廃棄物の収集及び運搬に際しては、市の車両基準を満たしていない収集運搬車両を使用しないこと。
- 7 法、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条6に掲げる生活環境の保全を目的とする法令を遵守することのほか、その他関係法令、条例、規則、要綱等を順守し、誠実に業務を行うこと。
- 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じ指示する事項に従うこと。

遵 守 事 項 (収集運搬業)

- 1 他の者にこの業務の継承及び下請をさせないこと。
- 2 従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為についてその責任を負うこと。
- 3 一般廃棄物処理手数料は、条例で定める額を遅滞なく納入すること。